

白滝農林水産物直売・食材供給施設

指定管理者 標準協定書（案）

<基本協定書>

第1章 総 則

第1条	(本協定の目的)	1
第2条	(指定管理者の責務)	1
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条	(信義誠実の原則)	1
第5条	(用語の定義)	1～2
第6条	(管理物件)	2
第7条	(指定期間)	2

第2章 本業務の範囲と実施条件

第8条	(本業務の範囲)	2
第9条	(甲が行う業務の範囲)	2
第10条	(業務実施条件)	2
第11条	(業務範囲及び業務実施条件の変更)	2

第3章 本業務の実施

第12条	(本業務の実施)	3
第13条	(開業準備)	3
第14条	(第三者による実施)	3
第15条	(管理施設の改修等)	3
第16条	(緊急時の対応)	3
第17条	(個人情報の保護)	3
第18条	(要望・苦情に対する処理)	3～4

第4章 備品等の扱い

第19条	(甲による備品等の貸与)	4
第20条	(乙による備品等の購入等)	4

第5章 事業実施に係る甲の調査・確認事項

第21条	(事業計画書)	4
第22条	(月例報告)	4
第23条	(事業報告書)	4～5
第24条	(甲による業務実施状況の確認)	5
第25条	(甲による業務の改善勧告)	5
第26条	(監査委員の監査)	5

第6章 指定管理料及び利用料金

第27条	(指定管理料の支払い)	5
------	-------------	---

第28条	(指定管理料の変更)	5
第29条	(リスク分担)	5～6
第30条	(利用料金)	6
第31条	(利用料金の額の変更)	6
第32条	(その他の収入)	6
第7章 損害賠償及び不可抗力		
第33条	(損害賠償等)	6
第34条	(第三者への賠償)	6
第35条	(保険)	6
第36条	(不可抗力発生時の対応)	7
第37条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
第38条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	7
第8章 指定期間の満了		
第39条	(事務の引継ぎ等)	7
第40条	(原状復帰義務)	7
第41条	(備品等の扱い)	7
第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等		
第42条	(甲による指定の取消し)	8
第43条	(乙による指定の取消しの申出)	8
第44条	(不可抗力による指定の取消し)	8
第45条	(指定期間満了時の取扱い)	8
第10章 その他		
第46条	(権利・義務の譲渡の禁止)	8
第47条	(連絡調整会議の設置)	8
第48条	(自主事業)	9
第49条	(本業務の実施に係る指定管理者の口座)	9
第50条	(請求、通知等の様式等)	9
第51条	(協定の変更)	9
第52条	(解釈)	9
第53条	(疑義の協議)	9
第54条	(管轄裁判所)	9
別紙1	管理物件	10～12
別紙2	白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理者業務基準書	13～28

別紙3 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分表・・・・・・・・・・ 29

別紙4 リスク分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

白滝農林水産物直売・食材供給施設の管理に関する基本協定書

遠軽町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、遠軽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

第7条の規定に基づき、次のとおり白滝農林水産物直売・食材供給施設（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の責務）

第2条 乙は、本施設を管理する指定管理者として、地方自治法その他の関係法令及び条例その他関係規程等を遵守し、及びこの協定に従い、善良な管理者の注意をもってこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 本施設の管理を実施するに当たっては、自らの創意工夫を活かし、施設の利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減を図り、もって住民福祉の一層の増進を図るものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の責務及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「指定期間」とは、遠軽町議会で議決された指定期間のことをいう。

(2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。

(3) 「基準書」とは、白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理者募集要項に示された本業務に係る基準書のことをいう。

(4) 「自主事業」とは、本協定で示された管理業務の範囲内であって、基準書で示されていない、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(5) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した事業計画書のことをいう。

(6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。

(7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。

なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (9) 「募集要項」とは、白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理者募集要項のことをいう。
- (10) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（基準書を含む。）及びそれらに係る質問回答書のことをいう。
- (11) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。
（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。
管理物件の内容は、別紙1のとおりとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。
（指定期間）

第7条 指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日とし、基本協定の期間も同様とする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第8条 遠軽町農林水産物直売・食材供給施設条例（平成17年遠軽町条例第154号、以下「条例」という。）第4条に定める本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
 - (2) 施設の運営に関する業務
 - (3) 施設の使用許可に関する業務
 - (4) 施設の使用許可に係る料金の徴収に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙2「白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理者業務基準書」に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第9条 次の各号の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 利用料の強制徴収業務
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 本施設の改造、増築、設置に関する業務
- (4) 本施設の建物及び設備の大規模修繕に関する業務

（業務実施条件）

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、業務基準書に示すとおりである。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等及び提案書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定に関わらず、提案書にて基準書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 乙は、管理施設の改築又は修繕、構築物の新設又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、あらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき施設の現状変更を行おうとする場合の実施区分は、別紙3のとおりとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき施設の現状変更を行った場合は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲の立会いによる確認を受けなければならない。

4 乙は、前項の確認において、当該施設の現状変更に使用した設計図、施工図その他の書面を甲に提出しなければならない。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合は、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づかなければならない。

(要望・苦情に対する処理)

第18条 施設利用者からの要望・苦情に対しては、本業務の範囲内の事項については、乙が第一的に対応するものとする。また、対応に当たっては、要望・苦情に関する責任者を設置し、適

切な対応を行うものとする。

- 2 前項の責任者は、苦情・要望に対しては必ず速やかに回答するものとする。
- 3 町の権限に属する要望事項については、町へ適切に引継ぐものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第19条 甲は、別紙1第2項第1号に示す備品等(以下「備品等(1種)」という。)を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等(1種)を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 甲は、備品等(1種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等(1種)をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、別紙1第2項第2号に定める備品等(以下「備品等(2種)」という。)を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 乙は、備品等(2種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達したもの(以下「備品等(3種)」という。)を、本業務実施のために供することができるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の調査・確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次の各号に示す事項を記載した事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 翌年度の事業計画
- (2) 翌年度の収支予算
- (3) その他甲が指示する事項

- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。
(月例報告)

第22条 乙は、毎月終了後10日以内に次の各号に示す事項を記載した実績報告書を甲に報告するものとする。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 本業務の実施状況
- (3) 利用者等からの要望・苦情とその対応状況
(年度事業報告書)

第23条 乙は、毎年度終了後60日以内に本業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績

- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第42条から第44条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第24条 甲は、前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第25条 前条による確認の結果、乙による業務実施が基準書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査委員の監査)

第26条 乙は、遠軽町監査委員により経理などの状況についての監査があった場合、これを受けなければならない。

2 乙は、前項に定める監査により業務改善の指摘があった場合は、速やかにそれに対する是正措置を行わなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第27条 甲が乙に対して支払う指定管理料については、別途「年度協定」に定めるものとする。

2 指定管理料等は原則として精算は行わないものとする。ただし、乙が得る利益(余剰金)が管理業務、経理の状況、施設の特性及び団体等の性質を考慮した上で、客観的に過大と認められる場合又は協定締結時に見込まれていない特段の事情の変更により余剰金が生じた場合においては、分配等について甲乙協議の上、乙は余剰金の一部を甲に返還又は納入するものとする。

(指定管理料の変更)

第28条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(リスク分担)

第29条 本業務を行うに当たり、想定されるリスクの分担については、別紙4のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、

甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。

(利用料金)

第30条 乙は、条例第12条第1項に掲げる本施設の利用料金を収受し、これを乙の収入とするものとする。

2 乙は、条例第12条第1項の規定に基づき、条例の定める範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、利用料金による収入については、本業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。

4 乙は、利用料金を本施設の使用の開始までに徴収するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、別に納期を定めて徴収することができる。

5 乙は、災害その他使用者の責めによらない理由により本施設を使用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、使用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承諾を得て、利用料金を還付することができる。

6 乙は、特別の事情があると認める使用者に対しては、あらかじめ甲の承認を受けて利用料金の減免をすることができるものとする。

7 乙は、利用料金の額、支払い方法等につき、利用者への十分な周知に努めるものとする。

(利用料金の額の変更)

第31条 乙は、前条第2項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の3月前までに、その承認を得なければならない。

(その他の収入)

第32条 乙は、本業務の実施に伴い、利用料金以外の収入がある場合は、甲の収入とすることを条件として収入するものを除き、これを乙の収入とする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第34条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第35条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 建物総合共済保険

(2) 総合賠償保障保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険：施設そのものに起因する事故による損害を補償

(2) 第三者責任賠償保険：本業務実施中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償

(不可抗力発生時の対応)

第36条 乙は、不可抗力が発生した場合、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第37条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失又は増加費用が発生した場合、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合は、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第38条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第40条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等(1種)及び備品等(2種)については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 備品等(3種)については、乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合には、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第42条 甲は、条例第9条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (5) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第43条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって、乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第45条 第39条から第41条の規定は、第42条から第44条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲・乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第46条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整会議の設置)

第47条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置する。

(自主事業)

第48条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。この場合において、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第49条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式等)

第50条 本協定に関する甲・乙間の請求、通知、申出、報告、承諾又は解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第51条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第52条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義の協議)

第53条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第54条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町長 佐々木 修 一 印

(指定管理者) 乙 所在地
名 称
代表者

印

別紙 1

管理物件

1 管理施設

(1) 白滝農林水産物直売・食材供給施設の概要

- ・ 建築年度：平成 14 年度
- ・ 建物構造：木造平屋建
- ・ 建築面積：218.34 m²（延床面積：196.43 m²）
- ・ 施設内容：農林水産物直売施設、農林水産物食材供給施設、厨房、事務室、倉庫、便所、物置、内部通路、木製デッキ、休憩スペース、駐車場、その他附属施設

2 管理物品

(1) 備品等（1種）

No.	品 名	数量	備 考
1	食堂テーブル	2	oliver
2	食堂テーブル	1	oliver
3	食堂テーブル	1	oliver
4	ボックスチェア プレーンロータイプ	3	oliver
5	食堂イス	7	oliver
6	食堂イス（幼児用レザー張り）	2	oliver
7	イス	2	TERAMOTO
8	木製ベンチ	2	TERAMOTO
9	灰皿	3	TERAMOTO
10	分別ゴミ箱	1	TANICO
11	電気卓上ウオーマー	2	TANICO
12	鋳物ガスコンロ（LPガス対応）	1	日立
13	電子オープンレンジ	1	TANICO
14	作業台（すのこ2段付）	1	TANICO
15	貯米庫	1	TANICO
16	食器下げ二段棚	1	TANICO
17	三槽ゴミカゴ付きシンク	1	TANICO
18	テーブル型冷凍冷蔵庫	1	TANICO
19	配膳台	1	TANICO
20	移動盛付台	1	TANICO
21	移動盛付台	1	TANICO
22	ガスコンロ台	1	TANICO
23	盛付台	1	TANICO
24	ガステーブル	1	TANICO
25	一槽シンク	1	TANICO
26	冷凍ショーケース	1	TANICO
27	吊り戸棚	2	CITIZEN
28	掛時計	2	不明
29	ロールスクリーン	8	不明
30	灯油タンク	1	稲富工業(株)
31	両面エンドバックボードタイプストッカー付木棚4段	1	オカムラ
32	両面バックボードタイプストッカー付2連結木棚5段	1	オカムラ
33	片面バックボードタイプストッカー付木棚5段	1	オカムラ
34	スツール	2	KOKUYO
35	LKロッカー	1	KOKUYO
36	ビジネスウォールAタイプ（浅型ベース含）	1	KOKUYO
37	パンフレットスタンド	2	KOKUYO
38	バキュームクリーナー	1	不明
39	FF式石油暖房機	1	コロナ

No.	品 名	数量	備 考
40	公衆電話	1	NTT
41	据置型小型消火器格納箱	1	HATSUTA
42	低輻射熱式NBガスフライヤー	1	TANICO
43	食堂イス	9	不明
44	ウォータークーラー	1	Panasonic
45	ガス炊飯器卓上型	1	Rinnai
46	システムレジスター	1	東芝
47	ソフトクリームサーバー	1	日世
48	ゆで麺器	1	TANICO
49	FF式石油給湯暖房機	1	ノーリツ
50	冷凍冷蔵庫	1	ホシザキ
51	冷蔵リーチインショーケース	1	ホシザキ
52	壁掛ルームエアコン	2	ダイキン
53	壁掛ルームエアコン	1	ダイキン
54	家庭用電話機	1	Panasonic
55	蓄圧式消火器	4	HATSUTA

(2) 備品等 (2 種)

No.	品 名	数量	備 考
	1 種以外で乙の費用により購入または調達した備品		

(3) 備品等 (3 種)

No.	品 名	数量	備 考
	1 種及び 2 種以外で乙の任意により購入または調達した備品		

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分表

区分	項 目	内 容	実 施 区 分		実施区分の考え方
			町	指	
建 物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 60万円以上の修繕	躯体、基礎 軸組、鉄骨 部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力 上主要な部分」については、所有者である甲が 管理すべきものであるため、必要に応じて町が 行う。
	見積額60万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て指定管理者が実施する。
構 築 物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、 必要に応じ双方で協議する。
	資本的支出及び見積額 60万円以上の修繕		○		
	見積額60万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て指定管理者が実施する。
機 械 装 置	新設等				基本的に機械装置単独での新設等は考えていな いが、必要に応じ双方で協議する。
	資本的支出及び見積額 60万円以上の修繕		○		
	見積額60万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て指定管理者が実施する。
工 具 器 具 備 品	購入		○		公の施設として必要と認められる備品 ※要事前協議
				○	営業として集客力向上のためなどに要する備品
	資本的支出及び見積額 60万円以上の修繕		○		指定管理者の購入した備品の修繕を除く。
	見積額60万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務とし て指定管理者が実施する。
上記以外の建物、構築物、機 械装置、工具器具備品の改 築・改造等		いわゆる 「模様替え」 等		○	指定管理者が委託料以外の費用により、サービ スの向上や効率的な管理運営のため、改築等し た部分についての権利を将来にわたって主張し ないことが条件。 ※要事前協議
基本的考え方 ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額60万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は町が実施する。 ※2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

リ ス ク 分 担 表

段階	種 類	内 容	負担者	
			町	指 定 管理者
共通	法令の変更	広く事業者一般を対象とした法令の変更による費用の増加（収入の減少）、事業の中断等による損害		○
		指定管理業務に直接関わる法令の変更による費用の増加（収入の減少）	○	
	税制の変更	管理業務に直接関係する法令の制定、改正等によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正、変更等		○
	物価・金利の変動	物価・賃金水準の変動、インフレ・デフレ、金利の変動に伴う費用の増加又は利益の減少		○
	事業の中止・延期	施設設置の瑕疵や経年劣化による施設の損傷等、施設の改築・移転、大規模修繕の実施等による事業の中断による遅延・中止	○	
申請 段階	申請コスト	申請コストの負担		○
	書類の瑕疵	町が作成・公表した募集要領等の瑕疵による損害	○	
		申請者が作成・提出した申請書類等の瑕疵による損害		○
準備 段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
管理 運営 段階	施設の損壊等による修繕、事業の中断	通常の使用による施設・設備・外構・備品の損傷に伴う維持管理・補修費用の増加等		○
		日常的な維持管理の瑕疵に基づく維持管理・補修費用の増加等		○
		不可抗力による経費の増加及び事業の中断、履行不能等	協議事項	
	社会経済情勢の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
	利用料金の額の改定	指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者数・利用料金収入の減少		○
	利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

* 関係法令等の改正により、管理運営に費用が追加発生し、又は減額した場合は次のとおりとする。

- ① 税法（消費税及び地方消費税を除く。）又は社会保険料等の変更の場合、指定管理料は変更しない。
- ② 消費税及び地方消費税の税率の変更の場合、指定管理料（消費税に該当する金額）を変更する。

<年度協定書>

第1条	(目的)	3 2
第2条	(年度協定の期間)	3 2
第3条	(指定管理料の支払)	3 2
第4条	(疑義等の決定)	3 2

白滝農林水産物直売・食材供給施設の管理に関する年度協定書（案）

遠軽町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に、白滝農林水産物直売・食材供給施設（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した白滝農林水産物直売・食材供給施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第 27 条第 1 項に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第 2 条 この年度協定の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

（指定管理料の支払）

第 3 条 甲は、本業務の実施の対価として、乙に指定管理料 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。ただし、その支払い期限及び支払金額は次のとおりとする。

期別	支払期限	支払金額
上半期	令和〇年〇月〇日	円
下半期	令和〇年〇月〇日	円

2 乙は、甲に対して支払期限の 30 日前までに、費用の請求をしなければならない。

3 甲は、前項の適法な請求があったときは、第 1 項に掲げる期限までに指定管理料を乙に支払うものとする。

（疑義等の決定）

第 4 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。ただし、基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1

遠軽町長 佐々木 修 一 印

（指定管理者）乙 所在地
名 称
代表者

印